

キマシタ新舊對照ヲ御覽願ヒマスルト御話申上ガルノニ結構デナイカト思ヒマス、サウ致シマスト其ノ對照ニ依リマシテ赤字ガ新法ニナル譯デアリマス、其ノ點カラ申上ゲマス、先づ第一ガ目錄デゴザイマスガ、其ノ目錄ノ第四編第四章第一節第二款ハ現行法ニ於キマシテハ「庶子及ヒ私生子」トアリマスヲ「嫡出ニ非サル子」ト改メラレタノデアリマス、デ私生子ノ名稱ヲ廢シマスニ付テ、之ニ代ルベキ名前ヲ附ケルノガドウカト云フ點ガ考ヘラレタノデアリマスガ、ドウモドンナ好イ名ヲ附ケマシテモ、ソレガ慣用サレテ居リマスト云フト、又面白クナイコトニ致シマシタ、是ハ御承知ノ臨時法制審議會ノ決議デ其ノ趣旨ニ於テ私生子ノ名稱ヲシマシテ、廣ク庶子及び私生子ヲ含メテ表示シテ行クコトニ致シタ譯デアリマス、ソレガ目錄デアリマス、次ガ七百三十五條デアリマスガ、是ハ今ノ趣旨ニ從ヒマシテ整理ヲ致シタニ止マルノデアリマシテ、内容ハ現行法ノ七百三十五條ト同様デゴザイマス、次ガ第四章ノ第一節、第二款ノ表題ガ、是ガ矢張リ只今ノ私生子ノ名稱ヲ廢止スル趣旨ニ於キマシテ整理ヲ致シタニ止マルノ理ノ爲ニ「私生子ノ」ト云フ「私生子ノ」迄ノ四

止マックナデアリマシテ、内容ハ何等變リマセヌ、八百二十九條モ同様デアリマシテ唯字句ノ整理ヲ致シタ譯デアリマス、八百三十條モ同様デアリマス、八百三十五條ガ是ガ稍ニ只今次官カラ述べマシタ改正ノ要點ニ觸レル譯デアリマス、現行法ノ八百三十五條子、其直系卑屬又ハ此等ノ者ノ法定代理人ハ父又ハ母ニ對シテ認知ヲ求ムルコトヲ得「此ノ規定ノ解釋ハ色々ザイマスガ、要スルニ親子ノ關係ヲ確認シテ其ノ承認ヲ求メルコトヲ得、斯ウ云フ風ニアリマシテ、是ハ愈ニ應ジテ吳レナイ、任意ニ認知ヲ致シテ貴ヘナイ時ハ強制的ニ訴ガ出來ルト云フコトニナルノデアリマス、現行法ノ解釋ニ依リマスト云フト、父ガ死亡致シマシタ後ハ此ノ請求ガ出來ナイト云フコトニナッテ居ル譯デアリマス、母ニモ同様デアリマダ婚姻ノ儀式ガ舉ゲラレテモソレト同時ニ戸主ノ届出ガナイ場合ガ相當ザイマス、リマス、サウ云フヤウニナタニ居ルノデアリマスガ、實際我が國ノ現在ニ於キマシテハ、マダ婚姻ノ儀式ガ舉ゲラレテモソレト同時ニ戸主ノ届出ガナイ場合ガ相當ザイマス、御手許ニ配付致シマシグ表ノヤウナモノニモ、其ノ數字ガ現レテ居ル譯デアリマスガ、相當アル譯デアリマス、其ノ間ニ不幸ニシテ父ガ亡クナラレタト云フヤウナコトガアリマスト、最早子ガ父ヲ求メル、子ト父トコトガ色々ノ方面カラ言ハレテ居ツタ譯デア

タヤウニ、只今ノ戰爭ニ於キマシテ、支那事變以後デアリマスガ、出征スル際ニマダ、儀式ハ舉ツタガ届出ガ濟マズニ、出征シタト云フヤウナコトガザイマシテ、之ニ付キマシテハ、曩ニ御協賛ヲ得マシタ委託又ハ郵便ニ依ル戸籍届出ニ關スル件ト云フ法律デ色々救ヘルノデアリマスガ、之ニハ矢張リ要件ガ決ツテ居リマス、委託ヲシタト云フヤウナ要件ト、其ノ他ノ要件ガゴザイマスノデ、マダ是デ救ヘナイ場合モアル譯デアリマス、デ父ノ關係ヲ創設スル爲ニ父ガ亡クナツテモ矢張リ裁判デ之ヲ確定スルト云フ方法ガ定メラレテ宜イノヂヤナイカ、斯ウ云フコトカラ、茲ニ父又ハ母ノ死亡ノ日カラ三年ヲ經過シナイ内ハ確認ノ訴ガ出来ル、認知ノ訴ガ出来ル、斯様ナ規定ヲ致シタ譯デアリマス、此ノ三年ト云フコトニ付キマシテハ、色々ノ考ヘ方モアルノデアリマスケレドモ、相當年限ガ經チマシテ、證據ガ模糊トナツタ場合ニ、矢張リ斯ウ云フ請求ヲ起サレルト云フコトハ、是ハ或場合ニ於テハ言ヒ掛リニナルコトモアリマシテ、非常ニ迷惑ナコトデアリマシテ、證據ガマダ模糊トナラヌ範囲ト云フコトデ三年ト致シタ譯デアリマス、ソレカラ茲ニ八百三十五條デハ、現行法ノ八百三十五條ニ依リマスルト、「父又ハ母ニ對シテ」トゴザイマスノヲ抜イテアリマスガ、是ハ要スルニ死亡ノ後モ訴ガ出来ル爲ニ拔イタ譯デアリマスガ、其ノ關係ハ、寧ロ法律ノ關係カラ申シマシテ、現行ノ民法ト、人事訴訟法トノ關係ニ於テハ、此ノ點ガ明確ニナツテ居リマ

訴訟法ニ譲ッタ譯ニアリマス、何レ後段ノ附則ノ所デ人事訴訟法ノ説明ニ依ッテ御了解ガ願ヘルト考ヘテ居リマス、ソレガ八百三十五條ノ大體ノ御説明ニアリマス、次ガ八百三十六條、是ハ矢張リサツキノ私生子ノ名稱ヲ廢止致シマスルコトカラ出テ參リマスル整理デゴザイマス、次ガ九百七十條、是モ矢張リ私生子ノ名稱ヲ廢止致シマスコトカラ參リマス所ノ整理デゴザイマス、内容ハ現行法ト何等相違ガゴザイマセヌ、次ハ九百七十四條ノ二、九百七十四條ハ胎兒ノ代襲相續ト云フコトニナルノデゴザイマスガ、現行法ノ一寸茲ニ規定ガ出テ居リマセヌガ、九百六十八條ニ「胎兒ハ家督相續ニ付テ」既ニ生レタルモノト看做ス、前項ノ規定ハ胎兒ガ死體ニテ生レタルトキハ之ヲ適用セス」、斯様ニゴザイマスガ、此ノ規定ハ解釋ト致シマシテハ議論ノ餘地ハアルノデアリマスガ、大體大審院ノ解釋ト致シマシテハ家督相續、戸主ガ死亡致シマシテ、其ノ血統ノ子供ガママダ胎兒デアル時ニ適用ガアル、ガ併シナガラ其ノ戸主ガアリマシテ、戸主ノ長男ガアツテ、其ノ長男ガ死亡ヲ致シマスト云フト、或ハ廢除ニナリマスト云フト、長男ノ子ガ代ツテ相續スル譯ナシデニ生レタモノト看做スト云フコトニナラナイ、從ツテ長男ノ子ノ其ノ胎兒ニハ相續權ガ行カナクテ、次男ガアレバ次男ノ方ニ廻ス

斯ウ云フヤウナ解釋ニナツテ居ル、是ハ大審院ノ判例ガ左様ニ致サレル所デアリマシテ、是ハドウモ矢張リ長男ニ行クト云フコトガ適當デヤナイカ、現ニ今度ノ事變ニ依リマレテ、能ク長男ノ方ガ出征シテ、マダ子供ハ生レテ居ラナイト云フヤウナ、懷胎ハナレテ居ルガ生レテ居ラナイト云フヤウナ事例モゴザイマスノデ、是ハ矢張リ本然ノ形ニ遡ヅテ長男ノ子供、胎兒ニ相續權ガ移ル、斯様ニ定ムベキモノデアル、斯ウ云フ考ヘヲ致シマシテ、此ノ九百七十四條二項ノ規定ヲ置イタ譯デアリマス、九百九十五條ハ矢張リ遺產相續ニ付キマシテ、同様ノ考トカラ出テ参リマスル整理デゴザイマス、ソレデ本文ガ終リマシテ附則ニ入りマス、第一條デ「本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム」、是ハ成ルタケ早ク施行致シタイト思ヒマスガ、御承知ノヤウニ恩給法ノ改正トモ關係ガゴザイマスノデ、其ノ方トモ聯絡ヲ執ル關係ガゴザイマスノデ、或ハ只今ノ所、本年ノ四月一日ガ施行期日ニナルノヂヤナイカト、斯様ニ考ヘテ居リマス、第二條ハ此ノ八百三十五條ノ、所謂父母ガ死亡シタ後モ認知ノ訴ガ出来ル、斯ウ云フ規定ハ本法施行前ニ父母ガ死亡シタ場合ニモ尙適用スル、斯様ニ致シマシテ遡及ヲ認メテ保護ヲ擴メタ譯デアリマス、第三條ハ先程申シマンシタ代襲相續ノ關係デゴザイマスガ、是モ矢張リ遡及ヲ認メテ居リマス、但シ家督相續ガ開始致シマシタ後ニモ斯様ナ遡及ヲ認メマスト、色々ナ紛糾フ生ジマスノデ、家督相續ガ開始シタ時ハ是ハ遡及ハ出來ナ

致シタノデアリマス、次ニ戸籍法ノ改正デ
アリマスガ、是ハ「私生子」ノ名前ヲ廢シマ
ス關係上、書キ方ヲ變ヘタ譯デアリマシテ、
六十九條ノ第二項第二號ニ、現行法ハ「子
カ私生子又ハ庶子ナルトキ」、斯ウアリマシ
テ、嫡出子ヲ子ノ以外デ表ハシテ居ツタ譯デ
アツタノフ、今度ハ嫡出子、庶子ト云フコト
ヲ書キマシテ、私生子ヲ子ノ中ニ含メヤウ、
斯ウ云フ風テシテ當然ニ表ニ表ハサズ、斯
ウ云フ風ナ形ニ致シタ譯デアリマス、戸籍
法七十二條ノ第一項ノ改正ハ、是ハ私生子
ノ名稱ヲ廢止スルコトカラ參リマスル整理
デアリマス、八十一條モ矢張リ「私生子認
知」ヲ「認知」ニ直シマシタ、是モ整理デア
リマス、人事訴訟法デアリマスガ、先程モ
申シマシタヤウニ、訴ヘル對手方ヲ除キマ
シテ、二十九條ノ二デ、子ノ認知ノ訴ニ於
テハ、父又ハ母親トスル、子ノ對手方ヲ人
事訴訟法ノ方ニ書キ加ヘタ譯デアリマス、
ソコデ左様ニ致シマシテ、若シ父母ガ死亡
シタ後ハドウスルカ、是ハ人事訴訟法「第
二條第三項ノ規定ハ子ノ認知ノ訴ニ之ヲ準
用ス」ト致シマシテ、此ノ場合ニハ檢事ヲ
相手方トシテ訴ヲ起ス、斯様ニ致シタ譯デ
アリマス、十八條ハ是モ矢張リ「私生子デゴ
ザイマシテ、是モ法令ニ關係致ス譯デアリ
マスガ、其ノ中ノ私生子ト云フ名稱ヲ廢止
致シマシタ關係上斯様ニ致シタノデアリマ
ス、簡單デゴザイマスガ、大體ノ御説明ヲ
申上げマシタ

マシテ私ヨリ劈頭ノ御説明ヲ申述べタイト
存ズルノデアリマス、御承知ノヤウニ、先ニ
昭和十五年ノ七月家屋税法が施行セラレマ
シテ、本年一月一日ヲ以テ全國稅務署ニ徵稅
ノ土臺ニナリマス家屋臺帳ガ備付ケラレル
コトニ相成リマシテ、之ニ依リマシテ建物
登記簿ト新ニ設ケラレマシタ家屋臺帳ドノ
間ニハ丁度アノ土地登記簿ト土地臺帳トノ
關係ノヤウニ極メテ密接ナ連繫ヲ持ツコト
ニ相成ツタノデアリマス、仍テ茲ニ不動產登
記法中建物登記ニ關スル規定ノ一部分ニ付
キマシテ、土地登記ノ規定ト歩調ヲ合セマ
スルヤウ、戰時下デハアリマスケレドモ、
是非共改正ヲ必要トスルヤウニ相成ツタ次
第デアリマス、本案ノ内容ハ三點ニ亘ツテ居
ルノデアリマス、其ノ一つハ建物ニ付テ所
有權ノ保存、移轉、若シクハ所有名義人ノ
表示ノ變更ノ登記ガ爲サレマンシ時ハ、登
記所ハ其ノ旨ヲ家屋臺帳所管臺帳ニ通知スル
コトヲ要スル規定ヲ設ケタ點デアリマス、
其ノ二ハ家屋臺帳ニ登錄セラレテ居リマス
家屋番號ヲ建物ニ付テノ登記事項ト致シタ
點デアリマス、其ノ三ハ一般ニ建物ノ變更
登記ノ申請書ニハ家屋臺帳體本ヲ添附スル
コトヲ要スルコトニ致シマンシテ、尙未登記
ノ建物ノ所有權ノ登記ハ專ラ家屋臺帳體本
ノ添附ニ依リマシテ之ヲ爲スコトニシタ點
デアリマス、改正ノ第一點ガ土地ノ場合ノ
本法第十一條ノ規定同様徵稅ノ迅速的確
期スル爲ノモノデアリマストカ、假裝登
記デアリマストカガ行ハレマシテ、又之ニ
ル迄モナイ所デアリマス、第二點、第三點
ハ何レモ從來動モスレバ制度ノ不備ニ乘ジ
シテ、二重登記デアリマストカ、假裝登

之ヲ利用シテ不正ノ利益ヲ貪ルモノガ出テ
來タノデアリマス、左様ナ事實ニ鑑ミマシテ、
之ヲ防止スル爲ニ家屋番號ヲ總テノ建物登
記ノ一覽表ニ記載セシメマシテ、尙未登記
ハ總テ家屋臺帳ノ謄本ニ依ル證明ニ依リ
マシテ之ヲ爲サシメマスト共ニ、變更登記
モ一般ニハ家屋臺帳謄本ヲ添附セシメルノ
ヲ適當ト認メマシテ、此ノ趣旨ノ下ニ規定
ノ改正ヲ試ミヨウトスルモノデアリマス、
尙家屋稅法ハ施行ニナリマシテモ、家屋稅
ヲ課セザル家屋ニハ當分ノ中家屋臺帳制度
ハ適用サレマセヌ、從ヒマシテ本法ニ依ル
改正規定モ家屋臺帳制度ガ家屋稅ヲ課セザ
ル建物ニ適用セラレル迄ト云フ意味ニ於
キマシシテ、當分ノ内家屋稅ヲ課セザル建物
ニハ之ヲ適用セズ、引續イテ從來ノ規定ヲ
適用スルコトニ致シタ次第デアリマス、何
卒十分御審議ノ上御協賛ヲ與ヘラレマスヤ
ウ御願ヲ致ス次第デアリマス、尙此ノ法案
ニ付キマシテハ御指圖ニ依リマシテ他ノ政
府委員ヨリ一應逐條ノ説明ヲ申述ベタ方ガ
御便宜カト存ジマス

ノ保存、移轉若クハ登記名義人ノ表示ノ變更ノ登記ヲ爲シタルトキハ遲滞ナク其旨ヲ家屋臺帳所管廳ニ通告スルコトヲ要ス」是ガ只今説明ガアリマシタ第一點ニ關スルノデアリマシテ、此ノ通知ニ依リマシテ家屋臺帳所管廳所謂稅務署ガ家屋稅ニ付テ遗漏ナクヤラレル、斯ウ云フヤウナ意味合ニ出来タ譯デアリマス、第一項ノ事柄ト第二項ノ事柄ガ稍違テ居リマシテ、第二項ノ方ガ掲ゲテアル通知スペキ事項ガ少ナインデゴザイマスガ、是ハ家屋稅ノ徵收ノ關係上是ダメ通知スレバ宜イコトニナッテ居リマスノデ、其ノ點ダケヲ抑ヘテ通知ヲ致スコトニ致シタ譯デゴザイマス、三十七條、是ハ家屋番號ガ今度出來マシタノデ、建物ニ付テハ家屋番號ヲ記載シテ登記ノ申請ヲスル、デアリマス、第九十一條モ矢張リ同様デゴザイマシテ、家屋番號ノ變更ガアッタ時ニハ遲滯ナク登記申請ヲスルコトガ出來ル、斯様ニ致シマシテ其ノ明確ヲ期シタ譯デアリマス、ソレカラ九十二條ハ只今説明ノ第二點、第三點ニ關係ガアル譯デアリマスガ、要スルニ家屋番號ノ申請書ニ家屋番號ヲ記載シ又家屋臺帳ノ體本ヲ添付ス、斯様ニ致シタ譯デアリマス、ソレカラ第百條、ハ前ノ表示番號ヲ朱抹スルコトヲ要スト云フ規定ガアリマシタ時ニ之ヲ朱抹スルト云フ關係デアリマスガ、此ノ變更ガアッタ時ニ是ハ不動產登記法ノ百條ハ建物ノ番號ノ變更等ガアリマシタ時ニ之ヲ朱抹スルト云フニシタ譯デアリマス、矢張リ家屋番號ニ付テモ變更ガアッタ場合ニハ此ノ前ノ家屋番號ヲ朱抹スル、是ハ只今御説明ノ第二點

ニ關係ノコトデアリマス、ソレカラ百條ノ
二、之モ只今説明ノアリマシタ第二點ニ關
係ガアルノデアリマシテ、税務署ノ方カラ
其ノ變更ヲ直チニ登記所ノ方ニ通知ヲス
ル、斯様ニ致シマシテ、登記ノ明確化ヲ期
シタ譯デアリマス、第百六條ハ現行ノ不動
産登記法ノ百五條ニ「未登記ノ建物所有權
ノ登記ハ左ニ掲ケタル者ヨリ之ヲ申請スル
コトヲ得」トアリマシテ、「一、土地臺帳
謄本ニ依リ自己又ハ被相續人カ土地臺帳ニ
敷地ノ所有者トシテ登錄セラレタルコトヲ
證スル者、四、判決其他官廳又ハ公署ノ書面
ニ依リ自己ノ所有權ヲ證スル者」之ニ合ハ
シタ譯デアリマスガ、現行法デハ家屋臺帳
ト云フモノガゴザイマセヌ關係上、現行法
ノ一點、二點、三點ニ舉ゲテ居リマスモノ
ナドハ非常ニ建物ノ登記ヲ致シマスノニ其
ノ敷地ノ所有者カラ登記ヲスルト云フヤウ
ナ關係デアリマシテ、稍、證明ガ遠イノデア
リマシタガ、今回ハ家屋臺帳謄本ニ依リマ
シテ直接ニ證明ガ出來ル關係上、斯様ニ土
地臺帳ノ關係ト彼此相照シマシテ百五條ノ
規定ヲ書直シタ譯ナンデアリマス、是ガ本
文デゴザイマシテ、附則ハ、施行ノ期日ハ
勅令ト云フコトニナツテ居リマスガ、是モ
色色ノ準備ノ關係モゴザイマスノデ、大體
四月一日カラ施行致シタイ、斯様ニ考ヘテ
居リマス、ソレカラ二項デアリマスガ、本
法施行前ニ登記致シマシタ建物、即チ十二
月三十一日迄ニ滅失致シテ居リマスモノハ
モウ致シ方ナイ譯デアリマスガ、滅失シテ
居ラナイ建物ニ付キマシテ登記ガアル時ニ
ハ、常ニ登記ヲスル時ニハ、モウ其ノ一番
先ニ家屋臺帳謄本ヲ添付スルコトニシテ貴
ヒレシテ、既ニ登記アルモノニ付テモ、家

屋臺帳謄本ニ依リマシテ家屋番號ト云フモ
ノヲ記載致シマシテ、サウシテ其ノ家屋ノ
同一性ヲ保持シタイ、斯様ニ考ヘタ譯デア
リマス、ソレカラ第三項ハ、家屋稅ヲ課シ
テ居ラナイ建物ニ付キマシテハ、家屋臺帳
ガゴザイマセヌノデ、是ハ矢張リ從前ノ例ニ
依ッテ當分ノ間其ノ儘ニ致シテ置ク、何レ段
段擴ガツテ行キマスレバ、ソレニ從ツテ改正
ガ出來ルノデハナイカト考ヘテ居リマスガ、
當分ノ間ハ從前ノ通リト云フコトニ致シテ
置ク譯デアリマス、第四項ハ、此ノ家屋稅
ヲ課シテ居ナイ建物ガ家屋稅ヲ課スル建物
ニナツタ時ニ、ソレニ依リマシテ家屋臺帳所
管轄カラ登記所ニ通知ラスル、内容ヲ通知
シテ、サウシテ登記所デハ家屋番號ヲ記載
スル、斯ウ云フヤウニ致シタ譯デアリマス、
未項ハ、家屋稅法ノ施行ノナイ地域ニアリマ
ス建物ニ付キマシテハ、今申上ゲタヤウニ、
家屋臺帳ガゴザイマセヌノデ、矢張リ是ハ
從前ノ例ニ依ル、斯様ニ致シタ譯デアリマ
ス

○子爵舟橋清賢君　只今モ御理由ハ承リマシタガ、速記ヲ付ケナケレバ宜クハナイカ知ラヌト思ヒマス、其ノ點如何デゴザイマセウカ、概數デドノ位ノ程度デ殖エテ居ルカ、斯ウ云フ風ナ表ニアルヤウナ正確ナ數デナクトモ、何「パーセント」位殖エテ來タトカ、或ハ減ツテ來タトカ、サウ云フ大體ノ概勢ト謂ヒマスカ、其ノ程度デ結構デゴザイマス

○委員長(伯爵二荒芳徳君)　速記ヲ止メマスコトニ御異議ナシ

〔「異議ナシ」と呼フ者アリ〕

○委員長(伯爵二荒芳徳君)　速記ヲ止メマス

〔速記中止〕

○委員長(伯爵二荒芳徳君)　速記ヲ始メテ

○政府委員(大森洪太君)　只今舟橋子爵ノ御尋ニ奉聯致シマシテ、私ハ唯聞イタグケノ問題デアリマス、甚ダ無責任ノヤウナ申述べ方デアリマスルガ、統計ノ實務ニ當ッテ居ラレル人カラ聞イタ話デアリマス、支那事變ノ突發ト共ニ御承知デモアリマセウガ、司法省民事局ニ於キマシテ戸籍ニ關スル通牒ト致シマシテ、戰地カラ委託ニ依ツテ届出ヲスルコトノ有效ナコトヲ認メタノデアリマス、ソレハ後ニ法律化サレマシテ、是ガ既ニ御協賛ヲ經マシテ實施セラレテ居ルコトハ御承知ノ通リデアリマス、此ノ戸籍ノ通牒ノ關係デアリマセウカ、俄ニソレ以來私生子ノ數ガ減ツタサウデアリマス、私其ノコトヲ聞キマシテ大變マア御同慶ニ存ジタ

ヤウナコトデアリマシテ、尙先程申述ベマシタヤウニ法律ニナリマシテカラ後更ニ減ッタコト存ジマス、併シマア兵馬係惣ノ間デアリマスカラ委託スルコトモ出來ナイ、其ノ儘戦歿セラレルコトモアリマセウ、デスカラ絶滅ト云フコトハ絶對ニ出來ナイ譯デアリマシテ、斯ウ云フヤウナ法律案ヲ其ノ爲ニ拵ヘタヤウナ次第アリマス、右御諒承願ヒタノデアリマス

○山川端夫君 戸籍ノ關係ニ付テ實際ノ取扱ニ付テ御尋ネシタノデアリマスガ、是ハ私ハ斯ウ云フコトニ不案内デアリマスカラ

極ク幼稚ノコトカト思ヒマスガ、今回ノ御改正ニ依リマシテ私生子ト云フモノハナクナツテ、今茲ニ参考資料トシテ御例示ニナッタコトニモ戸籍簿ニハ私生子ノ代リニ子ト云フ字ヲ書クト云フコトダケニマア大變宜イコト思ヒマス、ソレニ關聯シマシテ、戸籍法ノ今度ノ改正デ、第六十九條ニ嫡出子ノ時、庶子ノ時ハ從來カラアリマスガ、嫡出子ノ時ハ、嫡出子デ出生シタ時ニハ其ノ旨ヲ届出ル、嫡出子トシテ届出ル、サウシマスルト、ソレヲ戸籍面ニハ矢張リ嫡出子ト明カニ表示スルコトニナルダラウト思フノデアリマス、庶子ハ無論庶子トシテ表

示サレル、處方從來ノ戸籍ニハ嫡出子ハ何ニモ書イテナイ、ソコデ今回ハ此ノ御改正ニ依リマシテ、或ハ從來ノ戸籍ヲ總テ嫡出子ト御書替ヘニナルノデアリマスカ、從來ハ從來ノ儘デ抛ツテ置カレルノデアリマスカ、其ノ點ヲ一つ伺ヒタイト思ヒマス

○政府委員(坂野千里君) 御尋ノ點デゴザイマスガ、嫡出子ヲ特ニ戸籍ニ記載致サナ

イ積リデアリマス、是ハ今迄通リニシテ置キマス、唯外ニ色々ノ關係ノ戸籍ノ記載ヲ讀

ミマスト云フト、是ハ嫡出子デアルカドウカト云フコトハ、外ノ事實カラ分リマスガ、此ノ點ハ已ムヲ得ナイ事情デゴザイマス、サウ云フコトニ致シテ居ル譯デアリマス

○山川端夫君 サウシマスト嫡出子ト云フ方ハ從來ノ儘何モ書イテナイ、サウシテ庶子ト唯子ト云フコトガ戸籍面ニ書キ現ハサレルト云フコトダケデアリマスカ

○政府委員(坂野千里君) 御尋ノ通リデアリマス

○山川端夫君 ソレデ了解致シマシタ

○子爵舟橋清賢君 戸籍ノ點ニ一點伺ヒタ

イノデスガ、只今資料トシテ、頂戴シタ戸籍

臺帳ノ「サンブル」デアリマスガ、今度改正セラレテ、私生子ト云フ名稱ガナクナル、嘗テアタ臺帳ノ私生子ト云フ文字ガ抹消セ

ラレテ、條ヲ引いて汚サレテ居ル譯デアリマスガ、之ヲ戸籍謄本トカ、抄本トカヲ請

求スル場合ニ、矢張リ嘗テ私生子トシテ臺帳ニ残シテ居タ場合ニハ、此ノ儘轉記シテ

謄本ナリ、抄本ナリヲ作ラレルノデアリマスガ、或ハ此ノ書キ汚シタモノダケハ、全然謄本ナリ抄本ニ轉記シナイデ御出シニ

ナルノデアリマスカ、其ノ點ヲ伺ヒタイト思ヒマス

○政府委員(坂野千里君) 御尋ノ通リデアリマス

○岩田宙造君 只今ノ戸籍ノ私生子ト云フ文字ヲ抹消スルニハ、請求ヲ待タズニ何カ

抹消ヲスルト云フコトハ出來ナイモノデアリマセウカ、法律ガ改マッテサウ云フコトガナクナルノデアリマスカラ、一々請求ヲサ

スト云フコトモ必要ガナイト思ヒマスガ、何カサウ云フ便宜ノ方法ハ取レナイノデアリマスカ

○政府委員(大森洪太君) ソレハ最モ望マシイコトデアリマスケレドモ、多數ノモノニ付テ一々點検シテ行カナケレバナリマセスカラ、恐ラク不可能カト思ヒマス、デスカラマア請求ノ度毎ニ直シテ行クヨリ外仕方ガナニコトト思ヒマス

○岩田宙造君 サウスルト請求ガナイト氣ガ付イテモ直セナイコトニナリマス

○政府委員(大森洪太君) 若シ何カ執務ノ申請ガアリマシテ、記載ヲ書直ス譯デアリマス、併シナガラ此ノ從前ノ儘ノ戸籍ノ

序ニ發見シマスレバ、是ハコチラノ通牒

デ其ノ都度改メサセマスケレドモ、全部ヲソレデ賄ヒ得ルカドウカト云フコトハ甚ダ

心許ナイカト思ヒマス、氣ガ付キ次第ニ抹消ハサセテ行クヤウニシタイト存ジテ居リ

○政府委員(坂野千里君) 御尋ノ點デゴザイマスガ、嫡出子ヲ特ニ戸籍ニ記載致サナ

イ積リデアリマス、是ハ今迄通リニシテ置

キリ致シマセヌガ、色々ノ問題ニ影響ガマダハッ

○山川端夫君 チョット今ノ關係ガマダハッ

○男爵村田保定君 只今ノ請求ト云フノハ

ルト思フノデ、又實際知ラナイカラ御教ヲ請ヒタ、イト思ヒマスガ、今ノヤウニ私生子ハ是戸籍面デハ其ノ儘ニシテ置ク、請求ガアレバ子ト直ス、サウ云フコトニ致シテ居ル譯デアリマス

○山岡萬之助君 此ノ附則ノ所ニ、第二條、

第三條ノ「改正規定ハ」ト云フ字ガアリマスガ

スカ、ソレカラ又現在ノ儘デ戸籍謄本ナリ

抄本ヲ請求シテ書イテ貰フ爲ニハ、戸籍ノ方デハ私生子ノ場合ニ之ヲ子ト書イテ、謄本、抄本トシテ下附スル、斯ウ云フコトニナリマスカ

○政府委員(坂野千里君) 戸籍訂正ノ手續ノ積リデ居リマス

○山岡萬之助君 此ノ附則ノ所ニ、第二條、

第三條ノ「改正規定ハ」ト云フ字ガアリマスガ

スカ、ソレカラ又現在ノ儘デ戸籍謄本ナリ

抄本ヲ請求シテ書イテ貰フ爲ニハ、戸籍ノ

方デハ私生子ノ場合ニ之ヲ子ト書イテ、謄

本、抄本トシテ下附スル、斯ウ云フコトニ

ナリマスカ

○政府委員(大森洪太君) 戸籍訂正ノ手續

ノ積リデ居リマス

○山岡萬之助君 此ノ附則ノ所ニ、第二條、

第三條ノ「改正規定ハ」ト云フ字ガアリマスガ

スカ、ソレカラ又現在ノ儘デ戸籍謄本ナリ

抄本ヲ請求シテ書イテ貰フ爲ニハ、戸籍ノ

方デハ私生子ノ場合ニ之ヲ子ト書イテ、謄

本、抄本トシテ下附スル、斯ウ云フコトニ

ナリマスカ

○政府委員(坂野千里君) 戸籍訂正ノ手續

ノ積リデ居リマス

○山岡萬之助君 此ノ附則ノ所ニ、第二條、

第三條ノ「改正規定ハ」ト云フ字ガアリマスガ

スカ、ソレカラ又現在ノ儘デ戸籍謄本ナリ

抄本ヲ請求シテ書イテ貰フ爲ニハ、戸籍ノ

方デハ私生子ノ場合ニ之ヲ子ト書イテ、謄

本、抄本トシテ下附スル、斯ウ云フコトニ

ナリマスカ

○政府委員(坂野千里君) 戸籍訂正ノ手續

ノ積リデ居リマス

○山岡萬之助君 此ノ附則ノ所ニ、第二條、

第三條ノ「改正規定ハ」ト云フ字ガアリマスガ

スカ、ソレカラ又現在ノ儘デ戸籍謄本ナリ

抄本ヲ請求シテ書イテ貰フ爲ニハ、戸籍ノ

方デハ私生子ノ場合ニ之ヲ子ト書イテ、謄

本、抄本トシテ下附スル、斯ウ云フコトニ

ナリマスカ

○政府委員(坂野千里君) 戸籍訂正ノ手續

ノ積リデ居リマス

○山岡萬之助君 此ノ附則ノ所ニ、第二條、

第三條ノ「改正規定ハ」ト云フ字ガアリマスガ

スカ、ソレカラ又現在ノ儘デ戸籍謄本ナリ

抄本ヲ請求シテ書イテ貰フ爲ニハ、戸籍ノ

方デハ私生子ノ場合ニ之ヲ子ト書イテ、謄

本、抄本トシテ下附スル、斯ウ云フコトニ

ナリマスカ

○政府委員(坂野千里君) 戸籍訂正ノ手續

ノ積リデ居リマス

○山岡萬之助君 此ノ附則ノ所ニ、第二條、

第三條ノ「改正規定ハ」ト云フ字ガアリマスガ

スカ、ソレカラ又現在ノ儘デ戸籍謄本ナリ

抄本ヲ請求シテ書イテ貰フ爲ニハ、戸籍ノ

方デハ私生子ノ場合ニ之ヲ子ト書イテ、謄

本、抄本トシテ下附スル、斯ウ云フコトニ

ナリマスカ

○政府委員(坂野千里君) 戸籍訂正ノ手續

ノ積リデ居リマス

○山岡萬之助君 此ノ附則ノ所ニ、第二條、

第三條ノ「改正規定ハ」ト云フ字ガアリマスガ

スカ、ソレカラ又現在ノ儘デ戸籍謄本ナリ

抄本ヲ請求シテ書イテ貰フ爲ニハ、戸籍ノ

方デハ私生子ノ場合ニ之ヲ子ト書イテ、謄

本、抄本トシテ下附スル、斯ウ云フコトニ

ナリマスカ

○政府委員(坂野千里君) 戸籍訂正ノ手續

ノ積リデ居リマス

○山岡萬之助君 此ノ附則ノ所ニ、第二條、

第三條ノ「改正規定ハ」ト云フ字ガアリマスガ

スカ、ソレカラ又現在ノ儘デ戸籍謄本ナリ

抄本ヲ請求シテ書イテ貰フ爲ニハ、戸籍ノ

方デハ私生子ノ場合ニ之ヲ子ト書イテ、謄

本、抄本トシテ下附スル、斯ウ云フコトニ

ナリマスカ

○政府委員(坂野千里君) 戸籍訂正ノ手續

ノ積リデ居リマス

○山岡萬之助君 此ノ附則ノ所ニ、第二條、

第三條ノ「改正規定ハ」ト云フ字ガアリマスガ

スカ、ソレカラ又現在ノ儘デ戸籍謄本ナリ

抄本ヲ請求シテ書イテ貰フ爲ニハ、戸籍ノ

方デハ私生子ノ場合ニ之ヲ子ト書イテ、謄

本、抄本トシテ下附スル、斯ウ云フコトニ

ナリマスカ

○政府委員(坂野千里君) 戸籍訂正ノ手續

ノ積リデ居リマス

○山岡萬之助君 此ノ附則ノ所ニ、第二條、

第三條ノ「改正規定ハ」ト云フ字ガアリマスガ

スカ、ソレカラ又現在ノ儘デ戸籍謄本ナリ

抄本ヲ請求シテ書イテ貰フ爲ニハ、戸籍ノ

方デハ私生子ノ場合ニ之ヲ子ト書イテ、謄

本、抄本トシテ下附スル、斯ウ云フコトニ

ナリマスカ

○政府委員(坂野千里君) 戸籍訂正ノ手續

ノ積リデ居リマス

○山岡萬之助君 此ノ附則ノ所ニ、第二條、

第三條ノ「改正規定ハ」ト云フ字ガアリマスガ

スカ、ソレカラ又現在ノ儘デ戸籍謄本ナリ

抄本ヲ請求シテ書イテ貰フ爲ニハ、戸籍ノ

方デハ私生子ノ場合ニ之ヲ子ト書イテ、謄

本、抄本トシテ下附スル、斯ウ云フコトニ

ナリマスカ

○政府委員(坂野千里君) 戸籍訂正ノ手續

ノ積リデ居リマス

○山岡萬之助君 此ノ附則ノ所ニ、第二條、

第三條ノ「改正規定ハ」ト云フ字ガアリマスガ

スカ、ソレカラ又現在ノ儘デ戸籍謄本ナリ

抄本ヲ請求シテ書イテ貰フ爲ニハ、戸籍ノ

方デハ私生子ノ場合ニ之ヲ子ト書イテ、謄

本、抄本トシテ下附スル、斯ウ云フコトニ

ナリマスカ

○政府委員(坂野千里君) 戸籍訂正ノ手續

ノ積リデ居リマス

○山岡萬之助君 此ノ附則ノ所ニ、第二條、

第三條ノ「改正規定ハ」ト云フ字ガアリマスガ

スカ、ソレカラ又現在ノ儘デ戸籍謄本ナリ

抄本ヲ請求シテ書イテ貰フ爲ニハ、戸籍ノ

方デハ私生子ノ場合ニ之ヲ子ト書イテ、謄

本、抄本トシテ下附スル、斯ウ云フコトニ

ナリマスカ

○政府委員(坂野千里君) 戸籍訂正ノ手續

ノ積リデ居リマス

○山岡萬之助君 此ノ附則ノ所ニ、第二條、

第三條ノ「改正規定ハ」ト云フ字ガアリマスガ

スカ、ソレカラ又現在ノ儘デ戸籍謄本ナリ

抄本ヲ請求シテ書イテ貰フ爲ニハ、戸籍ノ

方デハ私生子ノ場合ニ之ヲ子ト書イテ、謄

本、抄本トシテ下附スル、斯ウ云フコトニ

ナリマスカ

○政府委員(坂野千里君) 戸籍訂正ノ手續

ノ積リデ居リマス

○山岡萬之助君 此ノ附則ノ所ニ、第二條、

第三條ノ「改正規定ハ」ト云フ字ガアリマスガ

スカ、ソレカラ又現在ノ儘デ戸籍謄本ナリ

抄本ヲ請求シテ書イテ貰フ爲ニハ、戸籍ノ

方デハ私生子ノ場合ニ之ヲ子ト書イテ、謄

本、抄本トシテ下附スル、斯ウ云フコトニ

ナリマスカ

○政府委員(坂野千里君) 戸籍訂正ノ手續

ノ積リデ居リマス

○山岡萬之助君 此ノ附則ノ所ニ、第二條、

第三條ノ「改正規定ハ」ト云フ字ガアリマスガ

スカ、ソレカラ又現在ノ儘デ戸籍謄本ナリ

抄本ヲ請求シテ書イテ貰フ爲ニハ、戸籍ノ

方デハ私生子ノ場合ニ之ヲ子ト書イテ、謄

本、抄本トシテ下附スル、斯ウ云フコトニ

ナリマスカ

○政府委員(坂野千里君) 戸籍訂正ノ手續

ノ積リデ居リマス

○山岡萬之助君 此ノ附則ノ所ニ、第二條、

第三條ノ「改正規定ハ」ト云フ字ガアリマスガ

スカ、ソレカラ又現在ノ儘デ戸籍謄本ナリ

抄本ヲ請求シテ書イテ貰フ爲ニハ、戸籍ノ

方デハ私生子ノ場合ニ之ヲ子ト書イテ、謄

本、抄本トシテ下附スル、斯ウ云フコトニ

ナリマスカ

○政府委員(坂野千里君) 戸籍訂正ノ手續

ノ積リデ居リマス

○山岡萬之助君 此ノ附則ノ所ニ、第二條、

第三條ノ「改正規定ハ」ト云フ字ガアリマスガ

スカ、ソレカラ又現在ノ儘デ戸籍謄本ナリ

抄本ヲ請求シテ書イテ貰フ爲ニハ、戸籍ノ

方デハ私生子ノ場合ニ之ヲ子ト書イテ、謄

本、抄本トシテ下附スル、斯ウ云フコトニ

來少シオカシクハナイカト思フ、何時迄改正スルカ、即チ是ハ本當ノ法律ニナッテシマ

○政府委員(大森洪太君) 御尤ノ御尋デアリマスガ、御承知ノヤウニ本案ニ於キマシテハ規定ノ數ガ、條文ノ數ガバラニナッテ居リマシテ、八百三十五條、八百三十六條、八百三十七條ト云フヤウニ續イテ居リ

マモスカラ、此ノ中ノ八百三十五條ト、斯ウ云フ趣旨デマア丁寧ニヤツタヤウナ積リ

デアリマシテ、必ズシモ良イ例デハナイカモ知レマセヌケレドモ、斯様ナ例モ以前アツ

タモノデアリマスカラ、ソレヲ踏襲シ且條文デアルコトヲ示ス積リデ書イタノデアリ

マモスカラ、左様御了承願ヒマス

○山岡萬之助君 一應承ツテ置キマス

○山川端夫君 八百三十五條ノ關係デゴザイマスガ、是ハモウ十分權威アル御方ノ御審議ニナッタ結果デ、我々素人ガ色々口ヲ出

ス必要モナイト思ヒマスケレドモ、三年ト云フノハ短カ過ギハシナイカト云フ感ジヲ

持チマス、三年ト云フノハドウシテ割出サレタカ、何カサウ云フコトノ經驗ガアリマスレバ伺ヒタイト思ヒマス

○政府委員(大森洪太君) 御尤デアリマシテ、此ノ三年ト云フ期間ヲ割出シマスニハ、相當實ハ苦心ヲ致シタノデアリマスケレドモ、併シ如何ナル標準カラ來タカト云フコトニ付テハ、確タル信念ハ實ハナイノデアリマス、御承知ノヤウニ相當長ク經ツテカラ此ノ訴ヲ起セルト云フコトニ致シマスト、證據ガ殆ド明白デナインデアリマスカラ、種種言ヒ掛リノ種ニ使ハレマストカ、又ハ死者ノ名譽ニ關スルコトモアリ得ルト考ヘル者アリマス、ソコデ或程度之ヲ限定シナ

ケレバナラヌト云フヤウニモ考ヘマス、サレバ、五年ガ宜イカ十年ガ宜イカ三年ガ宜

イカト云フコトガ問題ニナリマシテ、少クテ居リマシテ、八百三十五條、八百三十六

トモ考ヘラレマスガ、先ツ三年位ノ所ト云

不眞面目ナルモノデハナイカ、斯ウ云フコト

分ニ重大ナ關係ノアルコトデアリマス、三年ト法律デ決メマスナラ、自後三年内ニハ必ズ起スト云フ風モ馴致サレハシナイグラウカ、サウナレバ早イ方ガ却ツテ宜カラウト

云フ意味合デアリマシテ、三年ニ決メタ次イカト云フコトガ問題ニナリマシテ、少クテ居リマシテ、八百三十五條、八百三十六

トモ考ヘラレマスガ、先ツ三年位ノ所ト云

不眞面目ナルモノデハナイカ、斯ウ云フコト

シテ家屋臺帳所管廳ニ通知スルノハ、所有權ノ保存、移轉若クハ登記名義人ノ表示ノ變更ノ登記ヲ爲シタル時ニ限ツタノデアリマスガ、此ノ家屋が滅失シテ、其ノ場合ノ登記ヲ爲シタル場合、其ノヤウナ場合ニハ何カ

ウカ、サウナレバ早イ方ガ却ツテ宜カラウトシテアリマシテ、三年ニ決メタ次第デアリマス

○委員長(伯爵一芳芳德君) 只今直ニ御質疑不動産登記法中改正法律案ニ付テノ御質疑ヲ御許シ致シマス

○**岩田寅造君** モウ一ツ御伺ヒシタイト恩ヒマスガ、附則ノ半バ過ギノ所ノ方デアリマスガ、「前項ノ建物ガ家屋税ヲ課スル建物ト爲リタルトキハ」云々ト登記所ニ家屋臺帳所管廳カラ通知スルコトニナツテ居ルノデアリマスガ、是ハ家屋税ヲ從來課シテ居ツタ家屋ガ家屋税ヲ課セザル建物トナツタ時ニハ、何カ通知ノ必要ハナインデアリマスカ

○**政府委員(坂野千里君)** 稍此ノ點ハ無理ニナルカモ知レマセヌガ、大體ニ於キマシテ、其ノ場合ニハ家屋番號ガナクナル、家屋番號ガナクナツタ場合トシテ取扱ッテ行キタイ、斯様ニ考ヘテ居ルノデアリマス。

○**岩田寅造君** 家屋番號ガナクナツタ場合ニハ、其ノ事ヲ登記所ニ通知スル規定ニナツテ居ルノデスガ、ソレハ何デサウ云フ風ナコトニナツテ居ルノデスカ

○**政府委員(坂野千里君)** ソレハ九十一條ノ二項デ「建物ノ敷地ノ番號又ハ家屋番號ノ變更アリタルトキ亦同シ」當事者ガ通知スル、此ノ變更ヲ……斯様ニ考ヘテ居リマス

○**岩田寅造君** 此ノ家屋税ニ課セザル建物ガ、課スル建物ニナツタ場合ニハ、新タニ家屋番號ガ出來ル譯デアリマスカラ、若シ家屋番號ノ方デ貯ツテ差支ナイト云フノデアリマスナラバ、家屋税ヲ課スル場合ニ付テモ同ジコトデハナインデアリマスカ

○**政府委員(坂野千里君)** 家屋税ヲ課スルモノニナリマスト云フト、矢張リ此ノ建物ノ所在、家屋番號、種類、構造ト云フモノガ、ハッキリ家屋臺帳所管廳ニ記載ガ出來マス、其ノ通知ヲ受ケマシテ、若シ差異ガアリマスナラバ、變更ノ手續ヲ通知スルトカ云フ

ヤウナコトデ出来ルト云フコトヲ考ヘマシテヤリマスノデアリマス
○岩田宙造者 一應サウ承ツテ置キマス
○山岡萬之助君 是ハ規定ニ直接シテ居リマセヌガ、伺ツテ置キタイノデス、建物ガ滅失シタトカ、日本ノ建物ハ斯ウ云フ木造ガ多イノデ、往々ニシテ火災ニ罹ワタリ、或ハ取潰レタリシテシマヒマス、其ノ時ニハ、登記簿ニモ大體矢張リ残ツテ居ルノデ、職權ヲ以テ抹消スルト云フヤウナコトハ、今迄ナイヤウデアリマスガ、公簿ト云フモノガ、公簿デアッテモ、形式的公簿デ、此ノ登記制度ノ上ニ於テハ、是モ登記簿ニアルダケノモノガ、實質ニアル譯ズナインデアリマシテ、イカヌヤウデアリマスガ、サウ云フコトハ、一體不動産登記ノ根本論カラ行ケバ、隨分サウ云フ變更サレタ場合ガ出テ來ルノニアルノガ原則デ、出水デ流レルトカ云フヤウナコトハ、寧ロ例外デス、家ニ付テハ考ヘルノデアリマスガ、併シ今迄登記ノ原地所有モ税金ヲ納メル關係ヨリ抹消スル手續ヲスルデアリマセウガ、サウ云フヤウナ建前デスガ、是ダケ建物臺帳ガ出來テ土地等ニ付テモ何考ヘテ行ケバ、モ然ルベキトトハ、一體不動産登記ノ根本論カラ行ケバ考ヘルノデアリマスガ、併シ今迄登記ノ原地所有モ税金ヲ納メル關係ヨリ抹消スル手續ヲスルデアリマセウガ、サウ云フヤウナ建前デスガ、是ダケ建物臺帳ガ出來テ土地等ニ付テ御研究ノコトガアリマシテ、此ノ際伺ツテ置キタイト思ヒマス
○政府委員(大森清太君) 御尤ノ仰セデナルコトガ然ルベキコトト思ヒマスガ、ソラマシテ、建物ノ滅失シマシタ時ニソレバ、

○山岡萬之助君　只今御説明ヲ承リマシテ
幸ヒナコトダツ思ヒマスガ、實ハ日本ノ登記
簿ト云フモノハ對抗スルダケノ話デ、信
用ノ置ケナイヤウナモノデアリマス、登記
簿ノ上ニアルカラ是ハ間違ヒナイト思ッテ
買ツタ場合ニモ、登記簿ガ間違ツテ居レバ詐
偽ニカ、ルト云フ現状デアリマス、斯ウ云
不完全ナ登記簿ト云フモノハ登記制度トシ
テハ非常ニ缺陷ノアルモノデ、文化ノ進マ
ナイ時代ナラ宜イノデアリマスガ、文化ノ
進ンダ時代ニハ、登記簿トシテ、ソレニ依
テ所有權ヲ得タナラバ、或ハ其ノ他ノ權利
ヲ得タナラバ、完全ニ權利ヲ得ル、所謂實質
的正確サ持ツタモノニ仕向ケテ行クコ
トガ然ルベキカト、私ハ豫テカラ思ッテ居
リマスガ、サウ云フ方面ニ付テ御研究ヒ
タイト思ヒマス、結構ナコトデアリマスカ
ラ、成ルベク公簿ト云フモノハ公簿トシテ民
ノ信用ノアルヤウニ、形式手續ヲ捨テ實質
ニ向フヤウナ御努力ヲ願ヒタイト思ヒマス
○政府委員(大森謙太君)　御趣旨ハ確ニ了
承致シマシタ、十分研究シタイト存ジテ民
建物ト違フテ居ルト云フ現状ハ甚ダ殘念
思フノデアリマス、是等ノ點ニ付キマシニ
ハ、實ハ司法省内デ不動產登記簿ノ手續
更ノ改正ニ著手ヌシテ居ルノデアリマス、
ソレモマダ成案ヲ得マセヌガ、他日十分ニ
考慮ヲ致シタイト存ジテ居リマス、左様御
了承ヲ願ヒタイト思ヒマス。

○委員長(伯爵)荒芳德君		速記ヲ始メテ……
ソレデハ本日ハ此ノ程度ニ置キマシテ、散會ヲ致シマス、明後日十時ヨリ再ビ本委員會ヲ開會致シマス		
午前十一時二十一分散會		
出席者左ノ如シ		
委員長 伯爵二荒 芳徳君		
副委員長 男爵伊江 朝助君		
委員 侯爵細川 護立君		
子爵秋月 種英君		
子爵舟橋 清賢君		
山川 宮城長五郎君		
男爵島津 忠彦君		
男爵村田 保定君		
山岡萬之助君		
次田大三郎君		
瀧澤 金藏君		
岩田 宙造君		
二瓶泰次郎君		
政府委員		
外務省條約局長 松本 俊一君		
大藏省主税局長 松隈 秀雄君		
司法次官 大森 洪太君		
司法省民事局長 坂野 千里君		
司法書記官 石田 壽君		

第四部第八類 戰時ニ於ケル領事官ノ裁判ノ特例ニ關スル法律案特別委員會議事速記録第一號 昭和十七年一月二十四日

昭和十七年一月二十五日發行

貴族院

八

昭和十七年一月二十四日印刷

昭和十七年一月二十五日發行

貴族院事務局

印刷者 内閣印刷局